

役員及び評議員報酬等規程

社会福祉法人 益子のぞみの里福祉会

社会福祉法人 益子のぞみの里福祉会
役員及び評議員報酬等規程

第1章 総 則

(目的)

第1条この規程は、社会福祉法人益子のぞみの里福祉会（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等、退職金、慶弔金及び法人業務に携わった時の費用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (5) 顧問とは、定款第24条に定める顧問をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊料を含む。）及び手数料等の経費をいう。
報酬等とは明確に区分するものとする。

第2章 報酬等

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、各年度の総額が2,500万円を超えない範囲で職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）それぞれに在職する常勤役員に支給することができる。
- 3 退職手当は、法人の運営に尽力した常勤役員が退任した場合に支給することができる。
- 4 評議員及び非常勤役員には、職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。ただし、賞与及び退職手当は支給しないものとする。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬は、別表1に定める額とする。

- 2 常勤役員の賞与は、別表2に定める額とする。
- 3 常勤役員の退職手当は、別表3に定める算式により算出した額とする。
- 4 評議員及び非常勤役員の報酬等は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬の支給日は、その月の25日とする。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十八号）に規定する休日をいう。）又は日曜日及び土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日及び土曜日でない日を支給日とすることができる。

- 2 常勤役員の賞与の支給日は、基準日別に6月15日及び12月15日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日及び土曜日に当たるときは、前項ただし書きを準用するものとする。
- 3 評議員及び非常勤役員の報酬等は、評議員会及び理事会等へ出席したとき、その他法人業務に携わったとき支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金で直接本人に支給しなければならない。ただし、本人の同意を得た場合には、口座振替の方法により支給することができる。

- 2 前項の場合、法令の規定により控除すべき金額がある場合であって、本人の同意があるときは、この額を控除して支給することができる。

(報酬等の日割り方法)

第7条 常勤役員が新たに就任した場合には、就任の日から報酬を支給するものとする。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、退任し、又は解任された日までの報酬を支給するものとする。
- 3 前二項の規定により支給する場合の報酬額は、月額報酬の対象とする期間の日数を基礎として日割りによって計算するものとする。

(端数の処理)

第8条 前条の規定に基づき計算した金額に一円未満の端数が生じた場合は、次の各号に掲げる処理をするものとする。

- (1) 50銭未満の端数が生じたときこれを切り捨てるものとする。
- (2) 50銭以上の端数が生じたときこれを切り上げるものとする。

(職員を兼ねる役員の取扱い)

第9条 職員を兼ねる役員については、この規程は適用せず、この法人の給与規程及び旅費規程を適用する。

(費用の弁償)

第10条 役員及び評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支給することができる。

- 2 前項の費用のうち、職務遂行に当たり出張を命じられた場合の旅費交通費は、この法人の旅費規程を準用するものとする。ただし、日当については、この規程の別表4に定める額を支給する。
- 3 評議員及び非常勤役員が評議員会又は理事会若しくは監事監査に出席する場合は、実費を支給する。弁償として別表5に定める額を支給する。
- 4 常勤役員には、通勤に要する経費として通勤手当を支給する。この場合の計算方法及び支給方法は、この法人の給与規程を準用するものとする。

第3章 慶弔

(受章祝金)

第11条 役員等が社会福祉事業に関する功労により、厚生労働大臣、栃木県知事の功労表彰または、国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けとき及び理事長が指定した褒章などを受けときは、別表6に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第12条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表6に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第13条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表3に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第14条 役員等が死亡したときは、別表7の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができ。

(親族等への香華料)

第 15 条 役員等の親族等が死亡したときは、別表 8 に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第 4 章 附 則

(情報の公開)

第 16 条 この法人は、この規程をもって法第 45 条の 35 第 1 項に定める報酬等の支給基準として法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき公表する。

(改正)

第 17 条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

平成 9 年 9 月 1 日制定「役員報酬及び費用弁償に関する規程」は平成 29 年 3 月 31 日廃止する。

この規程は、改正社会福祉法（平成 29 年 4 月施行）に係る定款承認後施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日一部改定

令和 1 年 7 月 1 日一部改正

別表 1 (常勤役員の報酬)

区分	基 準	月 額
理 事 長	社会福祉法人の適正な運営に必要識見をする官公庁及び公益法人等の経営管理職経験 5 年以上並びに同等以上の経験を有する者	600,000 円
業務執行理事	社会福祉法人の適正な運営に必要識見をする官公庁及び公益法人等の経営管理職経験 5 年以上並びに同等以上の経験を有する者	550,000 円
理 事	社会福祉法人の適正な運営に必要識見をする官公庁及び公益法人等の経営管理職経験 5 年以上並びに同等以上の経験を有する者	500,000 円
	職員を兼務し、法人給与規程を適用し、給与を支給されている者	年 額 20,000 円

別表 2 (常勤役員の賞与)

区分	支 給 率
6 月の賞与	正規職員 紙与規程を準用する
12 月の賞与	

別表 3 (常勤役員の退職金算定式)

最終報酬月額 × 在任年数

※ 在任年数に端数が生じる場合は、在任月／12 月で算定する。ただし、1 月末満の場合は、1 月とする。

別表 4 (評議員及び非常勤役員の報酬)

(1) 評議員

区分	報 酬 の 額
評議員会出席時	日額 10,000 円
上記の他、法人の業務執行のための出勤	日額 10,000 円

(2) 理事

区分	報酬の額
理事会出席時	日額 10,000円
上記の他、法人の業務執行のための出勤	日額 10,000円

(3) 監事

区分	報酬の額
理事会出席時	日額 10,000円
監事監査出席	日額 15,000円
所轄庁の実地指導立会	日額 10,000円
上記の他、法人の業務執行のための出勤	日額 10,000円

別表 5 (評議員及び非常勤役員の費用弁償)

(1) 評議員会又は理事会に出席した場合

(2) 監事監査を実施した場合、所轄庁の実地指導に立合った場合

1km当たり	30円
--------	-----

別表 6 祝金及び見舞金

区分	支給基準額	備考
受章祝金	ア. 栃木知事、厚生労働大臣表彰受章のとき 20,000円 イ. 国の褒章制度による褒章受章のとき 30,000円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000円以上 30,000円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金(通勤災害を含む) 30,000円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上 50,000円以内	

別表 7弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000円	
その他役員等	50,000円	弔電・生花

別表8 香華料

対象者	支給基準額	備 考
配偶者	30,000 円	弔電・生花
父母	10,000 円	
配偶者の父母、義父母	10,000 円	
子	30,000 円	
祖父母	10,000 円	弔電
兄弟	10,000 円	